

# 大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会規約

## (目的)

第1条 新空港線「蒲蒲線」の整備促進のための活動を展開することを目的とし、大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事業)

第2条 協議会は、新空港線「蒲蒲線」の整備促進のために必要な活動を行う。

## (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる団体で構成するものとし、理事会を置くものとする。

- (1) 大田区特別出張所地区ごとの地区自治会連合会
- (2) 東京商工会議所大田支部
- (3) (社)大田工業連合会
- (4) 大田区商店街連合会
- (5) 大田区立中学校PTA連合協議会
- (6) (社)東京青年会議所大田区委員会

## (理事)

第4条 協議会の理事は、特別出張所地区ごとの連合会長及び前条第2号から第6号までに掲げる団体がそれぞれ選出した者2名とする。ただし、第5号にあっては1名とする。

## (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名

2 会長については、大田区自治会連合会会長とする。副会長については、同連合会副会長2名のほか、第3条第2号から第6号までに掲げる団体がそれぞれ選出した者各1名の7名とする。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長のあらかじめ定めた順位により、その職務を代理する。

(理事会)

第8条 理事会は、理事の三分の二以上の出席で成立し、協議会の活動内容及び、その他必要な事項を定めるものとする。

2 会議の議長は、会長とする。

3 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(顧問)

第9条 協議会に顧問をおく。

2 顧問は、大田区長、大田区議会議長、同副議長、交通問題対策特別委員会委員長、同副委員長、大田区副区長、及び会長が指名した者とし、会長の諮問に答えるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 本協議会に関する事務は、新空港線「蒲蒲線」整備促進事業を所管する部が行う。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項等は、理事会により定める。

付則 この規約は、平成17年10月31日から施行する。

この規約は、平成19年11月7日から施行する。

この規約は、平成23年8月1日から施行する。

この規約は、平成27年1月19日から施行する。